

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成24年
12月21日
(金曜日)

目次

告示
保安林指定の解除(下関市)(森林整備課)……………一
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知の内容及び揭示場所(森林整備課)……………一

公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………二
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)……………二
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(五件)(商政課)……………三
土地改良区役員の届出(農村整備課)……………四
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………四
選管告示
海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に係る有権者総数の三分の一の数……………五
個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正……………五



山口県告示第四百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十四年十二月二十一日

解除に係る保安林の所在場所

山口県知事 山本 繁太郎

下関市豊北町大字矢玉字法六九一の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市産業経済部森林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び揭示場所は、次のとおりである。

平成二十四年十二月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 通知の要旨

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所	保安林として指定された目的	変更に係る指定施業要件	森林所有者又は登記した権利を有する者	氏名又は名称
------------------------	---------------	-------------	--------------------	--------

美祿市伊佐町堀越字南原一四七一の一	養水	立木の伐採の限度	美祿市東厚保九町山中二七	木村 芳雄
-------------------	----	----------	--------------	-------

内一七〇六	字南河	"	一八一	高橋 養則 の相続人 岩崎 巖太
-------	-----	---	-----	------------------------

一七二七	字芹田	立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種	一八一	山本由太郎
------	-----	----------------------	-----	-------

一八八四	"	"	"	"
一八八一	"	"	"	"

一	通知の内容の要旨	指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所	保安林として指定された目的	変更に係る指定施業要件	森林所有者又は登記した権利を有する者	氏名又は名称
二	通知の内容を掲示した場所	山陽小野田市大字厚狭字 杉長五四二の三	土砂の流出の防備	立木の伐採の限度	山陽小野田市 大字厚狭一	中部 修治
一	通知の内容の要旨	杉長三二四四	立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種	立木の伐採の限度	六四	三二 杉山 静馬
二	通知の内容を掲示した場所	山陽小野田市役所	立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種	立木の伐採の限度	三二	杉山 静馬

(六〇一) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年一月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十二月二十一日
 山口県知事 山本 繁太郎

申請のあった年月日
 平成二十四年十一月三十日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名称 ワン・フォー・オール
 代表者の氏名 森岡 一憲
 主たる事務所の所在地 宇部市草江四丁目四番一号

定款に記載された目的
 県民及び一般市民の方々に対し、スポーツと観光の振興及び文化交流を通じて地域や社会への貢献に関する事業を行い、住みよい地域環境づくり、地域福祉への理解促進に寄与すること。

(六〇二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年一月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十二月二十一日
 山口県知事 山本 繁太郎

申請のあった年月日
 平成二十四年十一月二十七日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名称 特定非営利活動法人ライフワーク支援機構
 代表者の氏名 奥谷 祐司
 主たる事務所の所在地 宇部市新天町一丁目三番五号



(六〇三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年二月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十二月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十二月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人水環境地域ネットワーク

代 表 者 の 氏 名 岡谷 政宏

主たる事務所の所在地 周南市遠石二丁目六番二二号

(六〇四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年七月六日山口県公告(三〇三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年一月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十二月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・ビッグ大内店

所在地 山口市大内長野五八一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六〇五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年七月六日山口県公告(三〇四)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年一月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十二月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コスパ防府

所在地 防府市大字植松一四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオン防府店

所在地 防府市中央町一番三号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六〇六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年七月六日山口県公告(三〇五)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年一月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十二月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ周東店
所在地 岩国市周東町下久原四七四の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(六〇七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年七月六日山口県公告(三〇八)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。
当該意見は、平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年一月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十二月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオンタウン周南
所在地 周南市古市一丁目四四七三の四
- 二 意見の概要
交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。

(六〇八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年八月七日山口県公告(三八四)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。
当該意見は、平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年一月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十二月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン安岡店
所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(六〇九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十四年十二月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
下関土地改良区	理事	福富 壽	下関市安岡町一丁目二番一四号
"	"	今田 光彌	" 大字内日上一一九五

(六一〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年十二月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
岩国市愛宕町一丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都目黒区東が丘二丁目五番二二号
独立行政法人国立病院機構
- 一 開発区域に含まれる地域の名称
光市花園一丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区南青山一丁目一五番五号
新日鉄興和不動産株式会社



山口県選挙管理委員会告示第百三十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十四年十二月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

海 区 名 三分の一の数

山口県日本海海区 一、六一七

山口県瀬戸内海海区 一、九五八

山口県選挙管理委員会告示第百三十一号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

「周南市社会文化ホール	」	中央町四番二一号	」	」	」
周南市新南陽体育館	」	」	四番一〇号	」	」
削る。	」	」	」	」	」

を

平成二十四年十二月二十一日
発行

発行人

山口県知事